

詐欺的な投資勧誘に御注意を

【事例1】

X社から投資ファンドを購入しないかと電話があり、興味がないと断ったが、「とりあえず、パンフレットを見るだけでも」と言われ、パンフレットが郵送されてきた。

数日後、Y証券から電話があり「X社の投資ファンドをお持ちですか、お持ちなら高く買い取ります。」と言われたので、これは儲かると思い、X社に連絡して投資ファンドを300万円で購入した。

その後、Y証券に買い取ってもらおうと思い連絡したが、電話がつながらない。

【事例2】

数年前に「必ず儲かる。」と勧められ、A社の未公開株を購入したが、その後A社は倒産してしまい、未公開株をそのまま持っている。先日、B社から電話があり、「未公開株の被害を回復できる。そのためには名義を変更する必要がある、50万円の手数料がかかる。」と言われた。

お金が戻るならと思って50万円の手数料を支払ったが、いつまでたっても未公開株購入代金が振り込まれない。

未公開株や投資ファンドなどの勧誘で、「必ず儲かります。」「後で高く買い取ります。」「投資被害を回復します。そのためには（その代り）〇〇してください。」などと言って、巧みに投資させようとしています。

いったん投資してしまうと、業者と連絡がつかなくなるなど、支払ったお金を取り戻すことは困難です。

もうけ話には注意しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ① 投資にはリスクが伴います。「必ず儲かる」ということはありません。
- ② 勧誘などがあった場合は、すぐに判断せずに家族や友人に相談するなど、慎重に検討しましょう。
- ③ 未公開株や社債を販売できるのは、登録を受けた証券会社と、未公開株や社債の発行会社に限られます。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性があるので、関わらないようにしましょう。
- ④ 困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

（問合せ先）行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または
埼玉県消費生活支援センター春日部Tel048-734-0999